

参考資料

令和2年第1回三豊市議会定例会 提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第25号関係 (三豊市指定管理者評価委員会設置条例の制定について)	1
・議案第28号関係 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理について)	2
・議案第29号関係 (附属機関関係条例の整備について)	3
・議案第30号関係 (地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について)	5
・議案第31号関係 (三豊市監査委員条例の一部改正について)	6
・議案第32号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	7
・議案第33号関係 (三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について)	8
・議案第34号関係 (三豊市印鑑条例の一部改正について)	10
・議案第35号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	11
・議案第36号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について)	12

・議案第37号関係 (三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)	・・・	14
・議案第38号関係 (三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について)	・・・	15
・議案第39号関係 (三豊市介護保険条例の一部改正について)	・・・	16
・議案第40号関係 (三豊市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について)	・・・	18
・議案第41号関係 (三豊市公民館条例の一部改正について)	・・・	19
・議案第42号関係 (三豊市山本町生涯学習センター条例の一部改正について)	・・・	20
・議案第43号関係 (三豊市図書館条例の一部改正について)	・・・	23
・議案第44号関係 (三豊市少年育成センター条例の一部改正について)	・・・	24
・議案第45号関係 (三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部改正について)	・・・	25

【議案第25号関係】

三豊市指定管理者評価委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係) (単位:円)		別表(第2条関係) (単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
三豊市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,000	三豊市指定管理者候補者審査委員会委員	日額 8,000
<u>三豊市指定管理者評価委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
行政改革推進委員	日額 8,000	行政改革推進委員	日額 8,000
略		略	
備考 略		備考 略	

【議案第28号関係】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市固定資産評価審査委員会条例(平成18年三豊市条例第38号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3~5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3~5 略

【第2条関係】 三豊市行政不服審査関係手数料条例(平成31年三豊市条例第1号) 一部改正

改正後(案)			現 行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
交付の方法	手数料の額	備考	交付の方法	手数料の額	備考
1・2 略			1・2 略		
3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第7条第1項	1の項又は2の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとして、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円		3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項	1の項又は2の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとして、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	
(注) 略			(注) 略		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
交付の方法	手数料の額	備考	交付の方法	手数料の額	備考
1・2 略			1・2 略		
3 情報通信技術活用法第7条第1項	1の項又は2の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとして、複写対象主張書面等を複写したものの又は対象電磁的記録を出力したものの交付		3 情報通信技術利用法第4条第1項	1の項又は2の項に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとして、複写対象主張書面等を複写したものの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	
(注) 略			(注) 略		

【議案第29号関係】

附属機関関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市離島振興対策審議会条例(平成18年三豊市条例第40号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(組織)</p> <p>第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>3 略</p>

【第2条関係】 三豊市環境審議会条例(平成18年三豊市条例第267号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 環境の保全に関して識見を有する者</p> <p>(2) 関係団体を代表する者</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた者</p> <p>3 前項第2号に規定する者がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市議会の議員</p> <p>(2) 環境の保全に関して識見を有する者</p> <p>(3) 関係団体を代表する者</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた者</p> <p>3 前項第1号及び第3号に規定する者がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。</p>

【第3条関係】 三豊市市営住宅等入居者選考委員会条例(平成19年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(委員会の組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u> </u>、社会福祉事業に関係のある者及び学識経験者の中から市長が任命する。</p> <p>3 略</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、市議会議員、社会福祉事業に関係のある者及び学識経験者の中から市長が任命する。</p> <p>3 略</p>

【第4条関係】 三豊市学校給食検討委員会設置条例(平成21年三豊市条例第27号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 自治会連合会の代表</p> <p>(3) 公共的団体の職員代表</p> <p>(4) 市立幼稚園長の代表</p> <p>(5) 市立小学校長の代表</p> <p>(6) 市立中学校長の代表</p> <p>(7) 市立幼稚園PTA役員代表</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市議会議員代表</p> <p>(3) 自治会連合会の代表</p> <p>(4) 公共的団体の職員代表</p> <p>(5) 市立幼稚園長の代表</p> <p>(6) 市立小学校長の代表</p> <p>(7) 市立中学校長の代表</p> <p>(8) 市立幼稚園PTA役員代表</p>

- (8)** 市立小学校PTA役員代表
- (9)** 市立中学校PTA役員代表
- (10)** 関係行政機関の職員代表
- (11)** 栄養教諭又は学校栄養職員の代表
- (12)** 学校給食調理員の代表
- (13)** 前各号に定める者のほか、教育委員会が必要と認める者

- (9)** 市立小学校PTA役員代表
- (10)** 市立中学校PTA役員代表
- (11)** 関係行政機関の職員代表
- (12)** 栄養教諭又は学校栄養職員の代表
- (13)** 学校給食調理員の代表
- (14)** 前各号に定める者のほか、教育委員会が必要と認める者

【議案第30号関係】

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年三豊市条例第48号) 一部改正

改正後(案)	現 行
<p>(宣誓書)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</p>	<p>(宣誓書)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書(別記様式)に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p>

【第2条関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)	現 行																																																										
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員 (削除)</td> <td>日額 9,000</td> </tr> <tr> <td>表彰審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興計画策定審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td> <td>年額 2,000</td> </tr> <tr> <td>都市計画審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三豊市プロポーザル審査委員会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>月額 400,000円以内</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	略		固定資産評価審査委員会委員 (削除)	日額 9,000	表彰審議会委員	日額 8,000	略		農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000	鳥獣被害対策実施隊員	年額 2,000	都市計画審議会委員	日額 8,000	略		三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	参与	月額 400,000円以内	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	略		略		備考 略		<p>別表(第2条関係)</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>日額 9,000</td> </tr> <tr> <td>交通指導員</td> <td>月額 24,000</td> </tr> <tr> <td>表彰審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興計画策定審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>都市計画審議会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三豊市プロポーザル審査委員会委員</td> <td>日額 8,000</td> </tr> <tr> <td>選挙長</td> <td>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	略		固定資産評価審査委員会委員	日額 9,000	交通指導員	月額 24,000	表彰審議会委員	日額 8,000	略		農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000	都市計画審議会委員	日額 8,000	略		三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	略		略		備考 略	
区分	報酬額																																																										
略																																																											
固定資産評価審査委員会委員 (削除)	日額 9,000																																																										
表彰審議会委員	日額 8,000																																																										
略																																																											
農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000																																																										
鳥獣被害対策実施隊員	年額 2,000																																																										
都市計画審議会委員	日額 8,000																																																										
略																																																											
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000																																																										
参与	月額 400,000円以内																																																										
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額																																																										
略																																																											
略																																																											
備考 略																																																											
区分	報酬額																																																										
略																																																											
固定資産評価審査委員会委員	日額 9,000																																																										
交通指導員	月額 24,000																																																										
表彰審議会委員	日額 8,000																																																										
略																																																											
農業振興計画策定審議会委員	日額 8,000																																																										
都市計画審議会委員	日額 8,000																																																										
略																																																											
三豊市プロポーザル審査委員会委員	日額 8,000																																																										
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)に準じて、選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額																																																										
略																																																											
略																																																											
備考 略																																																											

【議案第31号関係】

三豊市監査委員条例(平成18年三豊市条例第37号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日の翌日から起算して60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

【議案第32号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)		現 行	
別表第3(第4条関係) 等級別基準職務表 1 行政職給料表等級別基準職務表 略 2 医療職給料表(一)等級別基準職務表 略 3 医療職給料表(二)等級別基準職務表 略 4 医療職給料表(三)等級別基準職務表		別表第3(第4条関係) 等級別基準職務表 1 行政職給料表等級別基準職務表 略 2 医療職給料表(一)等級別基準職務表 略 3 医療職給料表(二)等級別基準職務表 略 4 医療職給料表(三)等級別基準職務表	
等級	基準となる職務	等級	基準となる職務
1級	看護師の職務 准看護師の職務	1級	看護師の職務 准看護師の職務
2級	看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務	2級	看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
3級	主任看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務	3級	主任看護師の職務 高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
4級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する主任看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 特に高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務	4級	高度の知識経験を必要とする業務を処理する主任看護師の職務 相当高度の知識経験を必要とする業務を処理する看護師の職務 特に高度の知識経験を必要とする業務を処理する准看護師の職務
5級	看護師長の職務	5級	看護師長の職務
6級	<u>看護部長</u> の職務	6級	<u>総看護師長</u> の職務

【議案第33号関係】

三豊市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																								
<p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は _____、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第25条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 職員が特別職に随行して、行動をともにしなければならない旅行(目的地が県内である場合の旅行を除く。)については、当該特別職と同額の旅費を支給する。</p> <p>別表第1(第15条―第18条関係)</p> <p style="text-align: center;">旅費基本定額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県外</td> <td style="text-align: center;">2,600円</td> <td style="text-align: center;">13,100円</td> <td style="text-align: center;">2,600円</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td style="text-align: center;">1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略</p>	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	県外	2,600円	13,100円	2,600円	県内	1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)	8,000円	—	<p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、<u>出張命令権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に航空機の利用を許可した場合に限り</u>、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第25条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他当該出張の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅費の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>別表第1(第15条―第18条関係)</p> <p style="text-align: center;">旅費基本定額表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県外</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> <td style="text-align: center;">12,000円 ただし、車中泊は 8,000円</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td style="text-align: center;">1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1・2 略</p>	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	県外	2,200円	12,000円 ただし、車中泊は 8,000円	1,500円	県内	1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)	8,000円	—
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																						
県外	2,600円	13,100円	2,600円																						
県内	1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)	8,000円	—																						
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																						
県外	2,200円	12,000円 ただし、車中泊は 8,000円	1,500円																						
県内	1,300円 (第3条第3項に規定する職員以外のものが、市外へ旅行する場合に限る。)	8,000円	—																						

【第2条関係】 三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																											
<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の受ける 旅費については、別表に定めるもののほか、三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>別表(第3条、第5条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> <th>日当 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: center;">926,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県外 3,000</td> <td style="text-align: center;">県外 14,800</td> <td style="text-align: center;">県外 3,000</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: center;">734,000</td> <td style="text-align: center;">県内 8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">665,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長	926,000	県外 3,000	県外 14,800	県外 3,000	副市長	734,000	県内 8,000		教育長	665,000				<p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の受ける <u>旅費は</u> _____、三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: center;">926,000</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: center;">734,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">665,000</td> </tr> </tbody> </table>	職名	月額	市長	926,000	副市長	734,000	教育長	665,000
職名	給料月額	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																								
市長	926,000	県外 3,000	県外 14,800	県外 3,000																								
副市長	734,000		県内 8,000																									
教育長	665,000																											
職名	月額																											
市長	926,000																											
副市長	734,000																											
教育長	665,000																											

【第3条関係】 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会議員が、職務を行うため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の額は、市長の旅費額に相当する額とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会議員が、職務を行うため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の額は、三豊市職員等の旅費に関する条例(平成18年三豊市条例第64号。以下「職員旅費条例」という。)に定められた額とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第34号関係】

三豊市印鑑条例(平成18年三豊市条例第17号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び意思能力を有しない者(満15歳未満の者を除く。)は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている</p> <hr/> <p>_____場合にあっては</p> <p>氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている</p> <hr/> <p>_____氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

【議案第35号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
区分	手数料の名称等	手数料の額		区分	手数料の名称等	手数料の額	
戸籍	略			戸籍	略		
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300	住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300		住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300
	除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300		住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300
	住民票及び戸籍の附票の記載事項証明書の交付手数料	1通につき	300	個人番号	略		
	除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票に記載した事項等に関する証明書の交付手数料	1通につき	300		略		
個人番号	略						
	略						

【議案第36号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の7.4を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,000円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 27,000円</p> <p>(2) 特定世帯 13,500円</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に100分の7.3を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万8,000円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 26,000円</p> <p>(2) 特定世帯 13,000円</p>

<p>(3) 特定継続世帯 20,250円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。</p> <p>第7条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,400円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,400円 (2) 特定世帯 4,200円 (3) 特定継続世帯 6,300円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について8,000円とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合においては、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者ア〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜カ 略</p>	<p>(3) 特定継続世帯 19,500円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。</p> <p>第7条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,000円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円 (2) 特定世帯 3,500円 (3) 特定継続世帯 5,250円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合においては、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者ア〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜カ 略</p>
--	---

【議案第37号関係】

三豊市後期高齢者医療に関する条例(平成20年三豊市条例第1号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p><u>第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第6条の2 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>5 市長が特別の理由があると認めたときは、延滞金を減額又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収については、三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)の例による。</u></p> <p><u>2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p><u>第6条 保険料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

【議案第38号関係】

三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例(平成18年三豊市条例第146号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、農業及び漁業集落排水事業(以下「事業」という。)の施行に関し当該事業の実施により利益を受ける者(この場合において、事業の施行区域内に居住する世帯主若しくは建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)又は事業を営む者をいい、以下「受益者」という。)から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、農業及び漁業集落排水事業(以下「事業」という。)の施行に関し当該事業の実施により利益を受ける者(この場合において、事業の施行区域内に居住する世帯主若しくは建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)又は事業を営む者をいい、以下「受益者」という。)から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。<u>ただし、分担金を徴収する施設は潟満、上新田、大浜及び北草木地区処理施設とする。</u></p>

【議案第39号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度の</u> <u> </u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万1,600円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度の</u> <u> </u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万6,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度の</u> <u> </u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>5万400円</u>とする。</p> <p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p><u>第7条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第7条の2 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>5 市長が特別の理由があると認めるときは、延滞金を減額又は免除することができる。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者及び当該者の属する世帯</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万7,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>4万5,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>5万2,200円</u>とする。</p> <p><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p><u>第7条 保険料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例(平成20年三豊市条例第36号)の規定による。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者及び当該者の属する世帯</p>

の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書、同法第317条の6第1項の給与支払報告書、同条第3項の公的年金等支払報告書又は三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号。以下「税条例」という。)第36条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき、地方税法_____第317条の2第1項の申告書、同法第317条の6第1項の給与支払報告書、同条第3項の公的年金等支払報告書又は三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号。以下「税条例」という。)第36条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

【議案第40号関係】

三豊市病院事業の設置等に関する条例(平成18年三豊市条例第245号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)				現 行			
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 別表第1(第3条関係)				(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。 別表第1(第3条関係)			
名称	診療科目	病床数		名称	診療科目	病床数	
三豊市立西香川病院	内科、リハビリテーション科、精神科	療養病床	90床	三豊市立西香川病院	内科、リハビリテーション科、精神科	療養病床	90床
		精神病床	60床			精神病床	60床
三豊市立永康病院	内科、外科、整形外科、精神科、神経科、心療内科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、泌尿器科、眼科、小児科	一般病床	50床	三豊市立永康病院	内科、外科、整形外科、精神科、神経科、心療内科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、泌尿器科、眼科、小児科	一般病床	92床
		療養病床	48床			療養病床	48床
		精神病床	59床			精神病床	59床

【議案第41号関係】

三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(1) 公民館		(1) 公民館	
略		略	
(2) 公民館分館		(2) 公民館分館	
名称	位置	名称	位置
	略		略
三豊市三野町公民館下高瀬分館	<u>三豊市三野町下高瀬568番地1</u>	三豊市三野町公民館下高瀬分館	<u>三豊市三野町下高瀬569番地2</u>
	略		略

【議案第42号関係】

三豊市山本町生涯学習センター条例(平成18年三豊市条例第215号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行														
<p style="color: red;"><u>三豊市生涯学習センター条例</u></p>	<p style="color: blue;"><u>三豊市山本町生涯学習センター条例</u></p>														
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため、生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>2 <u>三豊市山本町生涯学習センター内の</u></p> <hr/> <p>_____図書館の設置及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、<u>別表第2の</u> とおりとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、教育長の承認を得てこれを変更し、臨時に休館又は定休館日に開館することができる。</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p style="color: red;">(削除)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>センター</u></p> <hr/> <p>_____を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用内容に変更が生じた場合も、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 _____利用者は、<u>別表第3</u>に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p style="color: red;">(削除)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の文化の向上及び福祉の増進を図るため、生涯学習センター_____を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p style="color: blue;">(1) <u>名称</u> <u>三豊市山本町生涯学習センター</u></p> <p style="color: blue;">(2) <u>位置</u> <u>三豊市山本町財田西154番地 山本ふれあい公園内</u></p> <p>2 <u>三豊市山本町生涯学習センター(以下「センター」という。)</u> <u>内には図書館、クラフト工房、研修室、和室等を備える。</u> <u>なお、</u>図書館の設置及び管理運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 センターの休館日は、<u>次に定める</u> とおりとする。ただし、館長が特別に必要と認めた場合は、教育長の承認を得てこれを変更し、臨時に休館又は定休館日に開館することができる。</p> <p style="color: blue;">(1) <u>毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。</u></p> <p style="color: blue;">(2) <u>毎年12月28日から翌年1月3日まで</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>第2条第2項に規定するクラフト工房、研修室、和室等の施設(以下「施設」という。)</u>を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用内容に変更が生じた場合も、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>施設の</u>利用者は、<u>別表</u>に定めるところにより使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p style="color: blue;"><u>別表(第11条関係)</u></p> <p style="color: blue;"><u>三豊市山本町生涯学習センター使用料</u></p> <p style="text-align: right; color: blue;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">午前8時30分から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設区分</td> <td style="text-align: center;">1時間当たり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和室</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研修室</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラフト工房</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロビー</td> <td style="text-align: right;">900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電気釜</td> <td style="text-align: right;">(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: blue;">備考</p>	時間区分	午前8時30分から午後10時まで	施設区分	1時間当たり	和室	300	研修室	400	クラフト工房	300	ロビー	900	電気釜	(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円
時間区分	午前8時30分から午後10時まで														
施設区分	1時間当たり														
和室	300														
研修室	400														
クラフト工房	300														
ロビー	900														
電気釜	(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円														

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(電気釜に係る使用料を除く。次項において同じ。)
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。
- 6 ロビーは、プレイコーナー等を含む。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
三豊市山本町生涯学習センター	三豊市山本町財田西154番地
三豊市三野町生涯学習センター	三豊市三野町下高瀬568番地1

別表第2(第6条関係)

名称	休館日
三豊市山本町生涯学習センター	(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 毎年12月29日から翌年1月3日まで
三豊市三野町生涯学習センター	毎年12月29日から翌年1月3日まで

別表第3(第11条関係)

1 三豊市山本町生涯学習センター使用料

(単位：円)

施設区分	時間区分	午前8時30分から午後10時まで 1時間当たり
和室		300
研修室		400
クラフト工房		300
ロビー		900
電気釜		(大1回当たり)1,000円 (小1回当たり)500円

備考

- 1 冷暖房料を含む。
- 2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。
- 3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(電気釜に係る使用料を除く。次項において同じ。)
- 4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。
- 5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

6 ロビーは、プレイコーナー等を含む。

2 三豊市三野町生涯学習センター使用料

(単位：円)

時間区分	午前8時30分から午後10時まで
施設区分	1時間当たり
201会議室	300
202会議室	300
203会議室	100
和室会議室(小)	100
和室会議室(大)	300
301会議室	600
302会議室	100
303会議室	100

備考

1 冷暖房料を含む。

2 利用時間には、準備及び利用後の整理時間を含むものとする。

3 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする。

4 営業又は営利目的の利用については、当該使用料の2倍(前項にも該当する場合は4倍)の額とする。

5 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、端数を1時間とする。

【議案第43号関係】

三豊市図書館条例(平成18年三豊市条例第219号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
	略		略
みとよこども図書館	三豊市三野町吉津乙2030番地1	三豊市三野町図書館	三豊市三野町下高瀬569番地2
	略		略

【議案第44号関係】

三豊市少年育成センター条例(平成18年三豊市条例第225号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 三豊市少年育成センター</p> <p>(2) 位置 <u>三豊市豊中町本山甲160番地1</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 三豊市少年育成センター</p> <p>(2) 位置 <u>三豊市高瀬町下勝間2373番地1</u></p>

【議案第45号関係】

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例(平成18年三豊市条例第227号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 運動公園に設置する施設(以下「施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 運動公園に設置する施設(以下「施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市総合体育館	三豊市高瀬町上高瀬751番地24	三豊市総合体育館	三豊市高瀬町上高瀬751番地24
三豊市緑ヶ丘サッカー場 (削除)	三豊市高瀬町上高瀬751番地1	三豊市緑ヶ丘サッカー場	三豊市高瀬町上高瀬751番地1
		三豊市緑ヶ丘テニスコート	三豊市高瀬町上高瀬740番地3
(使用料) 第7条 運動公園の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1 又は別表第2 に定める使用料を前納しなければならない。		(使用料) 第7条 運動公園の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1、 別表第2又は別表第3 に定める使用料を前納しなければならない。	
(利用料金) 第15条 略 2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表第1 及び別表第2 で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。		(利用料金) 第15条 略 2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表第1、 別表第2及び別表第3 で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。	
3 略 別表第1(第7条、 第15条 関係) 総合体育館使用料 (1) メインアリーナを利用する場合		3 略 別表第1(第7条、 _____ 関係) 総合体育館使用料 (1) メインアリーナを利用する場合	
(単位：円)		(単位：円)	
区分		区分	
1時間につき		1時間につき	
占 用 利 用	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料の類を徴収 しない場合	1,500
	アマチュアスポーツに 利用する場合	入場料の類を徴収 する場合	3,000
	アマチュアスポーツ以外のものに 利用する場合	営利又は営業のた めの宣伝を目的と みなされない場合	5,000
	アマチュアスポーツ以外のものに 利用する場合	営利又は営業のた めの宣伝を目的と みなす場合	15,000
部 分 利 用	床面の3分の1以 下を利用する場合	全面利用の場合について定められた利 用区分に応ずる使用料の額に100分の 33を乗じて得た額(100円未満の端数 は100円に切り上げる。)	
	床面の3分の1を 超え2分の1以下 を利用する場合	全面利用の場合について定められた利 用区分に応ずる使用料の額に100分の 50を乗じて得た額(100円未満の端数 は100円に切り上げる。)	
	床面の2分の1を 超え3分の2以下 を利用する場合	全面利用の場合について定められた利 用区分に応ずる使用料の額に100分の 66を乗じて得た額(100円未満の端数 は100円に切り上げる。)	

備考

1～3 略

4 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の1.5倍の額とする。

5 略

(2) 略

別表第2(第7条、第15条関係)

緑ヶ丘サッカー場使用料

(単位：円)

施設区分	天然芝 グラウンド	人工芝 グラウンド	夜間照明	放送設備	会議室	更衣室
使用料	1,500	1,000	3,500	1,000	1,000	1,000

備考

1～3 略

4 市外の団体・個人の利用については、当該使用料の2倍の額とする(天然芝グラウンド及び人工芝グラウンドに係る使用料に限る。)

5 略

(削除)

備考

1～3 略

4 市外者の使用料は、上記金額の1.5倍の額とする。

5 略

(2) 略

別表第2(第7条_____関係)

緑ヶ丘サッカー場使用料

(単位：円)

施設区分 利用区分	グラウンド	夜間照明	放送設備	会議室	更衣室
市内	1,500	3,500	1,000	1,000	1,000
市外	3,000				

備考

1～3 略

4 「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。

5 略

別表第3(第7条関係)

緑ヶ丘テニスコート使用料

(単位：円)

利用区分	市内	市外	備考
コート使用料	400	600	1面1時間当たり
照明費	500	500	
備品貸出	200	200	ラケット1本

備考

1 「市内」とは利用者が本市住民、「市外」とはそれ以外をいう。

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。